

第8期総合介護計画の体系（案）について

（資料8）

（第7期計画体系からの変更点について）

総合介護計画の推進体系については、第7期計画の体系が2025年までの実現を目指した基本理念や基本目標、方向性を示したものとしていることから、第8期計画の体系としては、基本的に第7期の体系を踏襲するものとします。

ただし、「2025年に向けたサービス・社会資源の整備の方向性」1～6のうち、方向性2と方向性5における取り組みの構成要素については、国から示された第8期計画の基本指針を踏まえて見直しを行います。

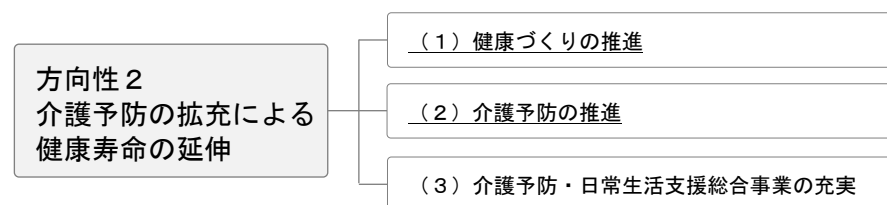
〔2025年に向けた
サービス・社会資源の
整備の方向性〕

（構成要素）

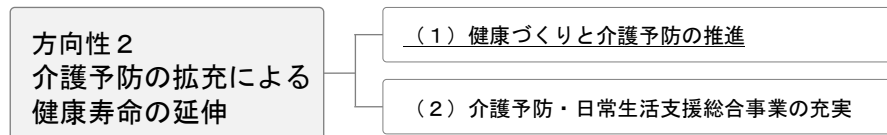
〔サービス・社会資源の整備に
向けた取り組み〕

（構成要素）

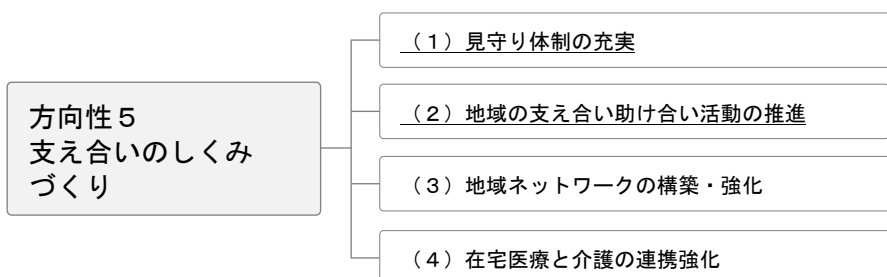
（変更点について）



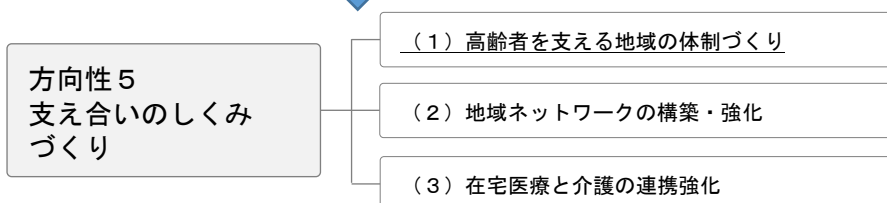
（第8期：案）



高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが求められており、一体的な取り組みとして推進する観点から、項目を統合して記載します。



（第8期：案）



地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会（※）の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことが求められており、一体的な取り組みとして推進する観点から、項目を統合して記載します。

（※）地域共生社会：高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。